



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 アジアグロースキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証第2部)
問合せ先 総務部長 岩瀬 茂雄
(TEL. 03-3448-7300)

株式会社ディーワンダーランド株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アジアグロースキャピタル株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ディーワンダーランド（以下「対象者」といいます。）株券を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

当社は、平成26年5月15日開催の当社取締役会において、対象者への投資を拡大するため可能な限り多くの対象者株式を追加で取得することを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

(1) 本公開買付けの概要

本日現在、当社グループは対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、合計 15,500,000株(注1)（所有割合（注2）：42.79%）保有し、対象者を連結子会社としております。

(注1) 15,500,000株のうち、当社の直接保有分は1,500,000株であり、当社の連結子会社である株式会社エスピーオー（以下「SBO」といいます。）の連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社（以下「オリオン・キャピタル」といいます。）を通じた間接保有分は14,000,000株となります。

(注2) 対象者の第31期有価証券報告書（平成25年12月26日提出）に記載された平成25年9月30日現在の対象者の発行済株式総数である36,223,850株から同報告書に記載された平成25年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数717株を控除した数である36,223,133株に対する所有株式数の割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下比率の計算において、特段別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。

この度、当社は、平成26年5月15日開催の当社取締役会において、対象者への投資を拡大するため可能な限り多くの対象者株式を追加で取得することを目的として、対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を100円とする本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けの目的等に関する詳細につきましては、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付けは、対象者への投資を拡大するため、可能な限り多くの対象者株式を追加で取得することを目的とするものであり、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、上限及び下限を設定しておりません。

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、平成26年5月15日付で、対象者の第2位株主である宮本雅史氏（所有株式数：6,914,983株、所有割合：19.09%）との間で、同氏が保有する対象者株式の全部について、公開買付者が実施する公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。

（注）本応募契約においては、（i）当社の存続及び権限、（ii）本応募契約締結のための授権及び本応募契約の強制執行可能性、（iii）本応募契約の締結及び履行に係る法令等との抵触の不存在、（iv）当社に関する法的倒産手続等の不存在、（v）当社と反社会的勢力との関係の不存在が当社の表明保証事項とされており、当社に表明保証違反がある場合、宮本雅史氏は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、宮本雅史氏が、その任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。また、本応募契約においては、宮本雅史氏による本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。

なお、対象者によれば、対象者は、平成26年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けが、公開買付者が対象者に対する出資比率を更に高めることを企図しているものであるところ、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けの趣旨について賛同の意見を表明する一方で、（i）本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間において決定された価格であること、（ii）対象者株式の上場廃止から相当程度の期間が経過しているため、参照すべき直近の市場株価が存在しないこと、（iii）対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。

また、上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役2名で審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、公開買付者の取締役（代表取締役を除きます。）を兼任している対象者の取締役である辛羅林及び鞍掛法道が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈され、結果、第1決議が同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものとされる可能性を考慮し、第1決議後に同日付けで、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役（対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。）にて改めて審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。）。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会には対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く監査役2名が出席し、上記第1決議及び第2決議のいずれに対しても異議がない旨の意見を全員で述べているとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（背景）

公開買付者は、大正4年の創業以来、電機事業を主たる事業として、創業以来百年余りにわたり、防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具の製造・販売を手掛けて参りましたが、長期にわたる産業用の設備投資の低迷による受注減少に加え、資材価格の高騰や物流経費の上昇、及び市場規模が小さい中での価格競争の峻烈化の中において、合理化を進め、製品原価の低減をはじめとする諸施策に取り組んだものの、長期的な低迷を脱することは困難な状況となったこと等から、当社は

株主価値向上のために収益基盤の多角化を企図し事業再生部門を立ち上げ、平成14年より投資事業を展開して参りました。また、平成24年12月31日には、社名を旧来の森電機株式会社より、現在のアジアグロースキャピタル株式会社（証券コード：6993）に変更しております。

かかる投資事業の一環として、当社は、平成21年7月1日付でSBOが発行する全株式を取得する方法で同社を連結子会社とし、SBOの連結子会社であるオリオン・キャピタルを通じて、対象者株式14,000,000株（所有割合：38.65%）を間接的に保有し、対象者を持分法適用会社といたしました。かかるSBOの株式取得は、株式取得の相手先である株式会社サクラダから、経営資源を橋梁事業に集中するため、投資事業からの撤退及び当社が引き受けた優先株式の買入消却を実施したいとの提案を受けたことを発端に、当社といたしましても、SBOを当社の傘下に取り込むことが当社財務基盤の強化及び当社株主価値の向上に役立てるものと考えたことが理由となっております。また、SBOの株式取得金額は570百万円（取得株式数：85,000株、1株当たり6705.88円（小数点以下第三位を四捨五入））であり、SBOが保有する資産の総額を参考として、株式会社サクラダとの協議の上決定しております。

その後、当社は、対象者の発行済み株式の20%以上を有する大株主である宮本雅史氏から保有株式の売却意向を受けたことにより、対象者株式の追加取得に係る検討を平成24年10月頃より開始し、結果として、対象者との資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い対象者グループへの投資を拡大することで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、当社の経営資源注入による対象者の完全子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）のマネジメント体制の強化を始めとして、当社の持つアジアの事業家ネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となり、大きなシナジー効果が生まれ得ると判断いたしました。

かかる判断に基づき、当社は、平成25年9月19日付公表の対象者株式（買付予定数の上限1,500,000株）を1株につき100円で買い付ける旨の公開買付け（以下「前回公開買付け」といいます。）を実施し、その結果として対象者株式1,500,000株を追加取得することで対象者を連結子会社化いたしました。また、前回公開買付けにおいては、応募株券等の総数（17,474,483株）が買付予定数の上限

（1,500,000株）を大きく超え、応募株券等のうち、予てより保有株式の売却意向を受けていた宮本雅史氏の保有分を含む大部分を買い付けることができなかつたことに鑑み、対象者株式の追加取得の可能性に係る検討を行い、追加取得に必要となる資金を調達する目的で、平成26年2月21日付「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」にて公表の通り、当社の株主に対し、ライツ・オフアリングとしての上場型新株予約権の無償割当を行いました。

当該無償割当の結果、当該新株予約権の行使期間である平成26年4月10日より同年5月2日までの間に、当該新株予約権（発行総数66,599,954個）のうち57,760,250個が行使されたことから、当社は総額で金1,732,807,500円を調達しております。なお、発行諸費用控除後の調達金額は約1,659百万円となり、これは、平成25年1月に発行を決議した第12回新株予約権による調達額のうち対象者株式の取得資金に充当予定であった約507百万円のうちの未使用額約357百万円（差額の150百万円は、前回公開買付けの買付代金に充当しております）を本公開買付けの買付代金約2,072百万円から控除した金額（約1,715百万円）に約56百万円満たないものですが、係る約56百万円については、当社の従前の手持ち資金から充当する予定であります。

一方対象者は、東京都港区に本社を置く持株会社であり、傘下に大黒屋を擁し、対象者グループでは質屋・古物売買業及び不動産賃貸業を営んでおります。

対象者の平成25年9月期の連結売上高は17,693百万円であり、その主な内訳は、質屋・古物売買業による売上高が17,692百万円、不動産賃貸業の売上高が0百万円となっており、また、連結営業利益は2,327百万円、連結経常利益1,695百万円、連結当期純利益775百万円となっております。対象者グループの主力事業である中古ブランド品売買業は、国内消費者の認知を受けて売上高が順調に拡大し、過去9年間で3.1倍となりました。同事業を担う大黒屋では、中古ブランド品売買事業が急速に拡大したことから、個人店舗的経営から適度な企業経営への転換を進めている途上であり、また、今後大黒屋の更なる事業拡大のためには、高所得者の急増を背景としてマーケットが急速に拡大すると見込まれている中国及びアジアの市場への進出戦略とその為の資金を調達する財務戦略の策定が急務となっております。

なお、対象者は旧ジャスダック証券取引所に上場しておりましたが、対象者が大黒屋の株式を取得し、子会社化した際に、旧ジャスダック証券取引所株券上場廃止基準第2条第1項第8号a（不適當な合併等）に該当したため、旧ジャスダック証券取引所への株券上場審査基準に準じた審査について大黒屋株式の取得日である平成18年3月31日から同規定に基づく猶予期間である平成21年9月期有価証券報告書を提出した平成21年12月28日から起算して8営業日目にあたる平成22年1月8日までの間に、申請が必要となりました。しかしながら、関係各署と協議の結果、当該申請ができなかったため、対象者株式は旧ジャスダック証券取引所において平成22年2月9日付けにて上場廃止となりました。

（公開買付けの目的及び意思決定の過程）

上述の通り、当社は、対象者との資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い対象者グループへの投資を拡大することで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的にも大きなシナジー効果が生まれ得ると判断しております。かかる判断に基づき、当社は前回公開買付けによって対象者株式1,500,000株を取得することで対象者を連結子会社化いたしました。前回公開買付けにおいては、応募株券等の総数（17,474,483株）が買付予定数の上限（1,500,000株）を大きく超え、応募株券等のうち、予てより保有株式の売却意向を受けていた宮本雅史氏の保有分を含む大部分を買い付けることができなかったことに鑑み、対象者株式の追加取得の可能性に係る検討を行ったうえで、追加取得に必要な資金を調達する目的で、平成26年2月21日付でライツ・オフリングとしての上場型新株予約権の無償割当を行うことを公表しております。当該無償割当の結果、当該新株予約権の行使期間である平成26年4月10日より同年5月2日までの間に、当該新株予約権（発行総数66,599,954個）のうち57,760,250個が行使されたことから、当社は総額で金1,732,807,500円を調達しております。なお、発行諸費用控除後の調達金額は約1,659百万円となり、これは、平成25年1月に発行を決議した第12回新株予約権による調達額のうち対象者株式の取得資金に充当予定であった約507百万円のうちの未使用額約357百万円（差額の150百万円は、前回公開買付けの買付代金に充当しております）を本公開買付けの買付代金約2,072百万円から控除した金額（約1,715百万円）に約56百万円満たないものですが、係る約56百万円については、当社の従前の手持ち資金から充当する予定であります。

当社といたしましては、①対象者の100%子会社であり中古ブランド品販売業を営む大黒屋が平成25年9月期の償却前利払前利益額として約30億円を計上する高収益企業であること、及び②当社の持つアジア（特に中国、香港、台湾）における人的ネットワークや財務ノウハウを駆使し、今後著しい需要拡大が見込まれるアジア地域への出店拡大を行い、大黒屋事業のノウハウ伝授等の面でサポートすることで、大黒屋がより一層の成長を遂げる可能性があることなどに鑑み、現状既に対象者を連結子会社としているものの、対象者の株式を更に追加で取得し、出資比率を高めることで、対象者の収益及び成長力を現状よりも高い比率で当社の企業価値に反映させていくことが、当社の企業価値を向上させていくうえで最良の選択であると判断するに至り、平成26年5月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

（買付価格の決定）

当社は、前回公開買付けにおける公開買付価格の決定に際して、対象者の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額についての検討を行いました。かかる検討に際しては、対象者が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であったこと、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であったこと等を踏まえたうえで、最終的には、対象者及び対象者の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、前回公開買付けにおける公開買付価格を100円とすることに決定いたしました。本公開買付価格の決定に際しては、以上のような経緯に加え、公開買付価格を100円とした前回公開買付けにおいて買付予定数の上限

（1,500,000株）を大きく超える17,474,483株の応募があったこと、及び、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ100円とする内容での応募契約のドラフトを宮本雅史氏に提示し、当該契約の締結につい

て同氏から了承が得られたことを勘案し、1株当たり金100円とすることを平成26年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。

なお、当社は、平成25年1月11日付適時開示資料「第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップ）及び第12回新株予約権（第三者割当）の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当該時点における株式評価書を外部評価機関から取得しておりますが、当該評価はあくまで本新株予約権の発行に際しての参考として取得したものに過ぎず、また、当該株式評価書の取得からすでに1年5ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提に変動が生じている可能性もあることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該株式評価書の内容は参考としておりません。また、当社は、上記のとおり、対象者が開示している財務、事業の状況や、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であったこと、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であったこと、本公開買付価格と同額である対象者株式1株につき金100円で買付けを行った前回公開買付けにおいて買付予定数の上限（1,500,000株）を大きく超える17,474,483株の応募があったこと、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ1株当たり金100円とする内容での応募契約の締結について宮本雅史氏から了承が得られたこと等を考慮することによって本公開買付価格を決定しようとする判断のため、本公開買付価格の決定に際しては対象者の株式価値に関する第三者算定機関の算定書は取得しておりません。ここで、「対象者が開示している財務、事業の状況」として当社が考慮した事項は、①対象者の100%子会社であり中古ブランド品販売業を営む大黒屋が平成25年9月期の償却前払前利益額として約30億円を計上する高収益企業であることや、平成25年9月期の対象者の有価証券報告書では対象者の1株あたり純資産額が連結ベースで275円であること、②当社の持つアジア（特に中国、香港、台湾）における人的ネットワークや財務ノウハウを駆使し、今後著しい需要拡大が見込まれるアジア地域への出店拡大を行い、大黒屋事業のノウハウ伝授等の面でサポートすることで、大黒屋がより一層の成長を遂げる可能性があることなどであり、それらの事項を考慮すると、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ1株当たり金100円とすることは、当社の株主価値の向上にも十分資するものであると判断しております。なお、公開買付価格100円は、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値28円に対し257.14%、同3ヶ月間の単純平均値47円に対し112.77%、同6ヶ月の単純平均値49円に対し104.08%のプレミアムとなります。

（本公開買付け後の経営方針）

当社代表取締役である小川浩平は既に、平成22年12月27日付で対象者の代表取締役に、平成25年4月1日付けで大黒屋の代表取締役にそれぞれ就任しており、また、本日現在において対象者取締役5名のうち3名は、当社取締役を兼任しております。したがって、本公開買付け後、対象者の役員の変更は予定しておりません。今後は、当社と対象者間の資本・業務面を含む提携関係をさらに強化し、アジアグロースキャピタルグループとしてのシナジー効果を最大限発揮し連結利益の最大化を図る所存です。具体的には、当社は、大黒屋に対して、マネジメント体制の強化や、当社の持つアジアの企業家とのネットワークや財務ノウハウを提供し、大黒屋の中国・アジア進出のサポート等の経営支援を行うとともに、更には、対象者又は大黒屋の香港上場も含め海外への展開を目指していく所存です。

（3）利益相反を回避するための措置及び本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者が本日現在において当社の連結子会社であること及び当社の現役員・元使用人が対象者の取締役会の構成員の過半数を占めていることなどを勘案し、当社及び対象者は、利益相反を回避するための措置及び本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

① 対象者における利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのこと。

その結果、対象者は、平成26年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けが、当社が対象者に対する出資比率を更に高めることを企図しているものであるところ、対象者と公開買付者との現在

に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、(i)本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間において決定された価格であること、(ii)対象者株式の上場廃止から相当程度の期間が経過しているため、参照すべき直近の市場株価が存在しないこと、(iii)対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。なお、上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役2名で審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者の取締役(代表取締役を除きます。)を兼任している対象者の取締役である辛羅林及び鞍掛法道が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈され、結果、第1決議が同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものとされる可能性を考慮し、第1決議後に同日付けで、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役(対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。)にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会には対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く監査役2名が出席し、上記第1決議及び第2決議のいずれに対しても異議がない旨の意見を全員で述べているとのことです。

② 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者の株券等に対して買付け等をする機会を確保しております。また、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではございません。

(5) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由内容

現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者は非上場会社であるため、該当事項はありません。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成26年5月15日付で、対象者の第2位株主である宮本雅史氏(所有株式数:6,914,983株、所有割合:19.09%)との間で、同氏が保有する対象者株式の全部について、公開買付者が実施する公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。

(注) 本応募契約においては、(i) 当社の存続及び権限、(ii) 本応募契約締結のための授権及び本応募契約の強制執行可能性、(iii) 本応募契約の締結及び履行に係る法令等との抵触の不存在、(iv) 当社に関する法的倒産手続等の不存在、(v) 当社と反社会的勢力との関係の不存在が当社の表明保証事項とされており、当社に表明保証違反がある場合、宮本雅史氏は本応募

募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、宮本雅史氏が、その任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。また、本応募契約においては、宮本雅史氏による本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ディーワンダーランド
② 所 在 地	東京都港区高輪二丁目 15 番 8 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小川 浩平
④ 事 業 内 容	事業持株会社
⑤ 資 本 金	4,000 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	1982 年 (昭和 57 年) 10 月 14 日
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 25 年 9 月 30 日 現在)	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社: 38.64% 宮本 雅史: 20.88% 齋藤 祐二: 9.93% 齋藤 雄大: 5.52% 齋藤 武: 2.76% 小林 祐介: 1.65% 有限会社 S & Y: 1.65% 中 修一: 1.44% 齋藤 勝雄: 1.10% 齋藤 菜奈: 1.10%
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、自ら又は当社の連結子会社である S B O の連結子会社であるオリオン・キャピタルを通じ、合計で対象者の普通株式 15,500,000 株 (所有割合: 42.79%) を直接又は間接的に保有し、対象者を連結子会社としております。
人 的 関 係	当社は対象者に対して、公開買付者の代表取締役である小川浩平を代表取締役として、公開買付者の取締役である辛羅林及び鞍掛法道の 2 名を取締役として、公開買付者の監査役である永井卓及び伴野健二の 2 名を監査役として、それぞれ派遣しております。
取 引 関 係	対象者からの短期資金の借入と担保提供、利息の支払いや家賃の受取等の取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 26 年 5 月 15 日 (木曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 26 年 5 月 16 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年5月16日(金曜日)から平成26年7月1日(火曜日)まで(33営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき100円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、前回公開買付けにおける公開買付価格の決定に際して、対象者の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額について検討を行いました。かかる検討に際しては、対象者が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であったこと、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であったこと等を踏まえたうえで、最終的には、対象者及び対象者の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、前回公開買付けにおける公開買付価格を100円とすることに決定いたしました。本公開買付価格の決定に際しては、以上のような経緯に加え、公開買付価格を100円とした前回公開買付けにおいて買付予定数の上限(1,500,000株)を大きく超える17,474,483株の応募があったこと、及び、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ100円とする内容での応募契約のドラフトを宮本雅史氏に提示し、当該契約の締結について同氏から了承が得られたことを勘案し、1株当たり金100円とすることを平成26年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。

なお、当社は、平成25年1月11日付適時開示資料「第三者割当により発行される新株式(デット・エクイティ・スワップ)及び第12回新株予約権(第三者割当)の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当該時点における株式評価書を外部評価機関から取得しておりますが、当該評価はあくまで本新株予約権の発行に際しての参考として取得したものに過ぎず、また、当該株式評価書の取得からすでに1年5ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提に変動が生じている可能性もあることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該株式評価書の内容は参考としておりません。また、当社は、上記のとおり、対象者が開示している財務、事業の状況や、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であったこと、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であったこと、本公開買付価格と同額である対象者株式1株につき金100円で買付けを行った前回公開買付けにおいて買付予定数の上限(1,500,000株)を大きく超える17,474,483株の応募があったこと、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ1株当たり金100円とする内容での応募契約の締結について宮本雅史氏から了承が得られたこと等を考慮することによって本公開買付価格を決定しようとしたため、本公開買付価格の決定に際しては対象者の株式価値に関する第三者算定機関の算定書は取得しておりません。ここで、「対象者が開示している財務、事業の状況」として当社が考慮した事項は、①対象者の100%子会社であり中古ブランド品販売業を営む大黒屋が平成25年9月期の償却前利益額として約30億円を計上する高収益企業であることや、平成25年9月期の対象者の有価証券報告書では対象者の1株あたり純資産額が連結ベースで275円であること、②当社の持つアジア(特に中国、香港、台湾)における人的ネットワークや財務ノウハウを駆使し、今後著しい需要拡大が見込まれるアジア地域への出店拡大を行い、大黒屋事業のノウハウ伝授等の面でサポートすることで、大黒屋がより一層の成長を遂げる可能性があることなどであり、それらの事項を考慮すると、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ1株当たり金100円とすることは、当社の株主価値の向上にも十分資するものであると判断しております。

なお、本公開買付価格100円は、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値28円に対し257.14%、同3ヶ月間の単純平均値47円に対し112.77%、同6ヶ月の単純平均値49円に対し104.08%のプレミアムとなります。

② 算定の経緯

当社は、対象者との資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い対象者グループへの投資を拡大することで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的にも大きなシナジー効果が生まれ得ると判断しております。かかる判断に基づき、当社は前回公開買付けによって対象者株式1,500,000株を取得することで対象者を連結子会社化いたしました。前回公開買付けにおいては、応募株券等の総数(17,474,483株)が買付予定数の上限(1,500,000株)を大きく超え、応募株券等のうち、予てより保有株式の売却意向を受けていた宮本雅史氏の保有分を含む大部分を買い付けることができなかつたことに鑑み、対象者株式の追加取得の可能性に係る検討を行ったうえで、追加取得に必要な資金を調達する目的で、平成26年2月21日付でライツ・オファリングとしての上場型新株予約権の無償割当を行うことを公表しております。当該無償割当の結果、当該新株予約権の行使期間である平成26年4月10日より同年5月2日までの間に、当該新株予約権(発行総数66,599,954個)のうち57,760,250個が行使されたことから、当社は総額で金1,732,807,500円を調達しております。なお、発行諸費用控除後の調達金額は約1,659百万円となり、これは、平成25年1月に発行を決議した第12回新株予約権による調達額のうち対象者株式の取得資金に充当予定であった約507百万円のうちの未使用額約357百万円(差額の150百万円は、前回公開買付けの買付代金に充当しております)を本公開買付けの買付代金約2,072百万円から控除した金額(約1,715百万円)に約56百万円満たないものですが、係る約56百万円については、当社の従前の手持ち資金から充当する予定であります。当社といたしましては、①対象者の100%子会社であり中古ブランド品販売業を営む大黒屋が平成25年9月期の償却前利払前利益額として約30億円を計上する高収益企業であること、及び②当社の持つアジア(特に中国、香港、台湾)における人的ネットワークや財務ノウハウを駆使し、今後著しい需要拡大が見込まれるアジア地域への出店拡大を行い、大黒屋事業のノウハウ伝授等の面でサポートすることで、大黒屋がより一層の成長を遂げる可能性があることなどに鑑み、現状既に対象者を連結子会社としているものの、対象者の株式を更に追加で取得し、出資比率を高めることで、対象者の収益及び成長力を現状よりも高い比率で当社の企業価値に反映させていくことが、当社の企業価値を向上させていくうえで最良の選択であると判断するに至り、平成26年5月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

当社は、前回公開買付けにおける公開買付価格の決定に際して、対象者の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額について検討を行いました。かかる検討に際しては、対象者が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であったこと、対象者株式が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であったこと等を踏まえたうえで、最終的には、対象者及び対象者の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、前回公開買付けにおける公開買付価格を100円とすることに決定いたしました。本公開買付価格の決定に際しては、以上のような経緯に加え、公開買付価格を100円とした前回公開買付けにおいて買付予定数の上限(1,500,000株)を大きく超える17,474,483株の応募があったこと、及び、本公開買付価格を前回公開買付けと同じ100円とする内容での応募契約のドラフトを宮本雅史氏に提示し、当該契約の締結について同氏から了承が得られたことを勘案し、1株当たり金100円とすることを平成26年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。

(利益相反を回避するための措置及び本公開買付けの公正性を担保するための措置)

本公開買付けにおいては、対象者が本日現在において当社の連結子会社であること及び当社の現役員・元使用人が対象者の取締役会の構成員の過半数を占めていることなどを勘案し、当社及び対象者は、利益相反を回避するための措置及び本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

①対象者における利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成26年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けが、当社が対象者に対する出資比率を更に高めることを企図しているものであるところ、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、(i)本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間において決定された価格であること、(ii)対象者株式の上場廃止から相当程度の期間が経過しているため、参照すべき直近の市場株価が存在しないこと、(iii)対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様への判断にゆだねることを決議したとのことです。なお、上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役2名で審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者の取締役を兼任している対象者の取締役である辛羅林及び鞍掛法道が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈され、結果、第1決議が同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものとされる可能性を考慮し、第1決議後に同日付けで、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役(対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。)にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会には対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く監査役2名が出席し、上記第1決議及び第2決議のいずれに対しても異議がない旨の意見を全員で述べているとのことです。

②他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者の株券等に対して買付け等をする機会を確保しております。また、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
20,723,133 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 買付予定数は、対象者の第31期有価証券報告書(平成25年12月26日提出)に記載された平成25年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(36,223,850株)から同報告書に記載された平成25年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数(717株)及び公開買付者が直接又は間接的に保有している対象者株式数(15,500,000株)を控除した株式数としております。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては単元未満株式も買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	15,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.14%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	140,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 38.65%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	222,231 個	(買付け等後における株券等所有割合 61.35%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	140,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 38.65%)
対象者の総株主の議決権の数	362,228 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年12月26日に提出した第31期有価証券報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式(但し、対象者の保有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数(36,223,850株)から対象者が保有する自己株式数(717株)を控除した株式数(36,223,133株)に係る議決権の数(362,231個)を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 2,072 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けの買付予定数(20,723,133株)に1株当たりの買付価格(100円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日
平成26年7月18日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、応募の受付を行った公開買付け代理人の応募株主口座へお支払いします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。

④ 株券等の返還方法

下記「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要なその他応募書類を、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、撤回等を行った日以降速やかに、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）への交付若しくは応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地への郵送により返還します。なお、対象者は株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至チ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至ト並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合（但し、公開買付期間の開始日の前日までに当社が既に認識していた場合又は合理的に認識し得た場合を除く。）、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に「公開買付応募申込書」の写し及び「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 5 月 16 日

(11) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成26年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けが、公開買付者が対象者に対する出資比率を更に高めることを企図しているものであるところ、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、(i)本公開買付け価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間において決定された価格であること、(ii)対象者株式の上場廃止から相当程度の期間が経過しているため、参照すべき直近の市場株価が存在しないこと、(iii)対象者においては本公開買付け価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役2名で審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者の取締役(代表取締役を除きます。)を兼任している対象者の取締役である辛羅林及び鞍掛法道が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈され、結果、第1決議が同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものとされる可能性を考慮し、第1決議後に同日付けで、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役(対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。)にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、かかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会には対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く監査役2名が出席し、上記第1決議及び第2決議のいずれに対しても異議がない旨の意見を全員で述べているとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

(参考) 当社の業績及び業績予想

平成26年5月15日付け「平成26年3月期決算短信」ご参照ください。平成26年3月期の連結業績は売上高9,172百万円、当期純利益279百万円となりました。

平成27年3月期の連結業績予想は売上高18,705百万円、当期純利益247百万円となります。

以上